

○登米市審議会等の会議の公開に関する指針

平成19年6月6日

告示第124号

(目的)

第1条 この指針は、市民に審議会等の会議を公開することにより、審議の状況を明らかにし、審議会等の透明性の向上を図るとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、もって公正で開かれた市政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、市民、学識経験者等を構成員として、市の事務について審議、審査、調査（以下「審議等」という。）を行うために設置された審議会、審査会、協議会、委員会等をいう。

(会議の公開基準)

第3条 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、例外的に非公開とすることができるものとする。

- (1) 法令又は条例等の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）第7条の規定に該当する非開示情報に関し、審議等をする場合
- (3) 公開することにより、会議の公正かつ円滑な議事運営に著しく支障が生じると認められる場合

(会議の非公開の決定)

第4条 審議会等の会議の非公開の決定は、原則として審議会等の長が行うものとする。ただし、前条の規定により、あらかじめ会議の議題の内容が非公開の事由に該当することが明らかである場合は、この限りでない。

- 2 審議会等が会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

(公開の方法)

第5条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席、記者席を設けるよう努めるものとする。
- 3 審議会等の長は、公開にあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6条 審議会等の会議を開催するにあたっては、次の事項を当該会議開催の一週間前までに公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 公開・非公開の別（非公開のときはその理由）
- (6) 傍聴者の定員
- (7) 傍聴手続
- (8) 問い合わせ先

2 前項に規定する公表は、会議開催のお知らせ事項として、審議会等が指定する場所、各総合支所及び市のホームページに掲載するものとする。

（会議録の作成及び公表）

第7条 審議会等は、会議終了後速やかに、登米市会議録作成要領（平成19年登米市訓令第81号）により会議録を作成するものとする。会議録は、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるように作成するよう努めるものとする。

2 公開した会議の会議録（非開示情報を除く。）を審議会等が指定する場所、各総合支所及び市のホームページに掲載することにより、審議状況を公表するよう努めるものとする。

（公開件数の公表）

第8条 市長は、審議会等の公開件数を年1回広報に掲載することにより公表するものとする。

附 則

この告示は、平成19年6月6日から施行する。